

第 1 回千葉県食育推進県民協議会において検討いただきたい事項

千葉県では、食育基本法第 17 条に基づく「千葉県食育推進計画」の策定に当たって、計画づくりの出発段階から、県民の方々から意見を聞きながら、また、「千葉県食育推進県民協議会」において検討を重ねていただきながら、庁内横断的な組織体制の中で施策を統合し、計画づくりを進めることとしています。

このため、推進計画づくりを始める上で、まず、以下の事項について、御検討いただきたいと考えています。

1. 千葉県食育推進計画の策定方針について

○千葉県食育推進計画策定にあたっての視点・策定の体制・策定の手順について

2. 本県の特性を生かした自主的な施策を盛り込んだ『食育の推進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項《施策展開の方向》』について

○計画の位置づけ、食育への取り組みの視点、食育推進に向けた総合的な施策の展開、食育推進の目標となる項目の設定などの考え方について

3. 食育を地域に根ざした県民運動として展開するために必要な事項《運動展開の方向》について

○食育を身近なものとして感じ関心を持ってもらい、県民運動として展開するための推進計画づくりについて

4. タウンミーティング等の県民意見の推進計画への反映

○タウンミーティング等でいただいた様々な意見やアイデアをどのように推進計画に取り込んでいくかについて